

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成32年 7月 11日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) RRH京都オペレーションズ合同会社 リーガロイヤルホテル京都 総支配人 山中 一茂 電話075-341-1121

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。												
				(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計					
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台				
		賃 借	0	台	0	台	0	台				
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台				
		賃 借	0	台	0	台	0	台				
	合 計 台 数 ①			0	台	0	台	0	台			
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①／ ④)			パーセント		パーセント		パーセント				
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台		
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台		
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台		
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台		
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台		
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台		
	合 計 台 数 ②			0	台	0	台	0	台	0	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②／④)			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)				0		台	0		台	0		台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④				0		台	0		台	0		台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ ／④)				パーセント		パーセント		パーセント		パーセント		

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区中之島2-3-18	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 朝日新聞社 代表取締役社長 渡辺 雅隆 電話06-6231-0131

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020年7月1日
〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-3	アパホテル株式会社 代表取締役 元谷 芙美子 電話 03-3505-8200 (担当店: 06-4802-6111)

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①／ ④)		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②／④)		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ ／④)			パーセント		パーセント		パーセント	

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月9日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条西山王町3 1 番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） アバンティビル管理組合 理事長 鈴木一也 電話075－501－2702

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台	台
		賃 借		台		台	台
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台	台
		賃 借		台		台	台
	合 計 台 数 ①			台		台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）			パーセント		パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台	台
		賃 借		台		台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台	台
		賃 借		台		台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台		台	台
		賃 借		台		台	台
	合 計 台 数 ②			台		台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）			パーセント		パーセント		パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）				台		台	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④				0 台		0 台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）				パーセント		パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成32年 7月 28日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒261-8539 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 イオンタワー7階	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) イオンモール株式会社 代表取締役社長 岩村 康次 電話 043 -212 -6348

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。				(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計		
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0	台	0	台		0	台	
		賃 借	0	台	0	台		0	台	
	燃料電池自動車の台数	購 入	0	台	0	台		0	台	
		賃 借	0	台	0	台		0	台	
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台		0	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台		0	台	
		賃 借	0	台	0	台		0	台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0	台	0	台		0	台	
		賃 借	0	台	0	台		0	台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0	台	0	台		0	台	
		賃 借	0	台	0	台		0	台	
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台		0	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）			0	台	0	台		0	台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台		0	台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）				パーセント		パーセント		パーセント		パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月20日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美 電話 043-212-6017

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①／ ④)		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②／④)		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ ／④)			パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020年 7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区石田森南町28-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 医療法人 医仁会 武田総合病院 理事長 武田 隆久 電話075-572-6331

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。										
			(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）				パーセント		パーセント		パーセント		パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2 年 7 月 31 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市西成区花園南1丁目4番4号	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） イズミヤ株式会社 代表取締役 梅本 友之 電話 06 -6657 -3455

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
				(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借		台		台		台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借		台		台		台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）			パーセント		パーセント		パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借		台		台		台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借		台		台		台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借		台		台		台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）			パーセント		パーセント		パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）				パーセント		パーセント		パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区北白川瓜生山2-116	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 瓜生山学園 理事長 徳山 豊 電話 075-791-9122

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長			令和2年9月16日			
報告者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 大阪市北区大淀中1-1-88 梅田スカイビルタワーイースト11階			報告者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） S Hホテルシステムズ株式会社 代表取締役 栗崎 修一 電話 06-6440-3510（代）			
京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。						
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）		0 台	0 台	0 台	0 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		0 台	0 台	0 台	0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区港南1-9-1 品川TWINsアネックスビル	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 代表取締役社長 栗 島 聡 電話 03-5463-5756

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。							
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	合 計 台 数 ①		台	台	台	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	合 計 台 数 ②		台	台	台	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）		台	台	台	台		
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		0 台	0 台	0 台	0 台		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月1日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区永田町二丁目11-1 山王パークタワー	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 N T T ドコモ 代表取締役社長 吉澤 和弘 電話03-5156-1111

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020年9月24日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区西野山射庭ノ上町294-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社王将フードサービス 代表取締役 渡邊直人 電話075-592-1411

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入					
		賃 借					
	燃料電池自動車の台数	購 入					
		賃 借					
	合 計 台 数 ①						
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）						
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入					
		賃 借					
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入					
		賃 借					
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	6	5	6	17	
		賃 借					
	合 計 台 数 ②		6	5	6	17	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		86 パーセント	83 パーセント	67 パーセント	77 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）		6	5	6	17		
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		7	6	9	22		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）		86 パーセント	83 パーセント	67 パーセント	77 パーセント		

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020 年7月29日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト22F	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社OPA 代表取締役社長 山崎 満寿 電話 043 - 213 - 3211

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。							
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）			0 台	0 台	0 台	0 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台	0 台	0 台	0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 7 月 29日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区中之島3丁目6番16号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 関西電力株式会社 代表執行役社長 森本 孝 電話 06-6441-8821

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。						
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)					
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入				
		賃 借	2		2	4
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入				
		賃 借	8	12	1	21
	合 計 台 数 ②		10	12	3	25
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)		83 パーセント	52 パーセント	12 パーセント	41 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①＋②)		10	12	3	25	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		12	23	26	61	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)		83 パーセント	52 パーセント	12 パーセント	41 パーセント	

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年8月14日
京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614番地	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 京都駅ビル開発株式会社 代表取締役社長 福山 隆夫 TEL075-316-4394

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①／ ④)		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②／④)		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ ／④)			パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 7月 22日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区横大路千両松町126	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社京都環境保全公社 代表取締役 鍋谷 剛 電話 075 - 622 - 8080

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。							
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	合 計 台 数 ①		台	台	台	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	台	3 台	台	3	台
		賃 借	台	台	台	台	
	合 計 台 数 ②		台	3 台	台	3	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)		パーセント	100パーセント	パーセント	100	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)		台	3 台	台	3	台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		台	3 台	台	3	台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)		パーセント	100パーセント	パーセント	100	パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020年7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 京都銀行 代表取締役 土井 伸宏 電話 075-361-2277

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。				(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	
		賃 借	0	台	0	台	0	台	
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台	
		賃 借	0	台	0	台	0	台	
	合 計 台 数 ①			0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）			0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント		
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	
		賃 借	0	台	0	台	0	台	
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	2	台	0	台	0	台	
		賃 借	0	台	0	台	0	台	
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに限 る。）の台数	購 入	1	台	0	台	0	台	
		賃 借	35	台	86	台	77	台	
	合 計 台 数 ②			38	台	86	台	77	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）			46 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	82 パーセント		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			38	台	86	台	77	台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			82	台	86	台	77	台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			46 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	82 パーセント			

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 7月30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 国立大学法人京都工芸繊維大学 学長 森迫 清貴 電話 075-724 -7965

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。													
				(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合		計				
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台		台	
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台		台	
	合 計 台 数 ①				台		台		台		台		台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)				パーセント		パーセント		パーセント		パーセント		パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台		台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台		台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台		1 台		1 台		2 台		2 台	
		賃 借		台		台		台		台		台	
	合 計 台 数 ②				台		1 台		1 台		2 台		2 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)				パーセント		100 パーセント		100 パーセント		100 パーセント		100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)					台		1 台		1 台		2 台		
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④					台		1 台		1 台		2 台		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)					パーセント		100 パーセント		100 パーセント		100 パーセント		

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月21日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市北区上賀茂本山	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人京都産業大学 理事長 柿野 欽吾 電話075-705-1422

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。											
				(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計				
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台	0	台		台	0	台	
		賃 借		台	0	台		台	0	台	
	燃料電池自動車の台数	購 入		台	0	台		台	0	台	
		賃 借		台	0	台		台	0	台	
	合 計 台 数 ①				台	0	台		台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)				パーセント	0	パーセント		パーセント	0	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台	0	台		台	0	台	
		賃 借		台	0	台		台	0	台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台	0	台		台	0	台	
		賃 借		台	0	台		台	0	台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台	0	台		台	0	台	
		賃 借		台	0	台		台	0	台	
	合 計 台 数 ②				台	0	台		台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)				パーセント	0	パーセント		パーセント	0	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)					台	0	台		台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④					台	2	台		台	2	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)					パーセント	0	パーセント		パーセント	0	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月29日
報告者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	報告者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 京都市 京都市長 門川 大作 電話 075-222-3951

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		0	パーセント	0	パーセント	0	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	13	台	14	台	8	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		13	台	14	台	8	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		59	パーセント	78	パーセント	67	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）			13	台	14	台	8	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			22	台	18	台	12	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）			59	パーセント	78	パーセント	67	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月31日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町5 9 5－3 大同生命京都ビル9階	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都市教育長 在田 正秀 電話075－222 －3767

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。							
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	合 計 台 数 ①		台	台	台	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	2 台	2 台	1 台	5 台	
		賃 借	台	台	台	台	
	合 計 台 数 ②		2 台	2 台	1 台	5 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		100パーセント	100パーセント	100パーセント	100パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）			2 台	2 台	1 台	5 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			2 台	2 台	1 台	5 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）			100パーセント	100パーセント	100パーセント	100パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 7月14日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 吉川 雅則 電話075-672-7706(代表)

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。				(H29) 年度	(H30) 年度	(R1) 年度	合 計				
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	1	台		台	2	台	3	台	
		賃 借		台		台		台		台	
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台	
	合 計 台 数 ①			1	台		台	2	台	3	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)			6				22		8	
			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント		
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	17	台	10	台	7	台	34	台	
		賃 借		台		台		台		台	
	合 計 台 数 ②			17	台	10	台	7	台	34	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)			94		100		78		92	
			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)			18	台	10	台	9	台	37	台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			18	台	10	台	9	台	37	台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)			100		100		100		100		
			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント		

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月30日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市西京区山田平尾町17番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 社会福祉法人 京都社会事業財団 会長 野口雅滋 電話075-391-5811

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		0 パーセント			パーセント	0 パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	5	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		5	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		100 パーセント		0 パーセント		0 パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			5	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			5	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			100 パーセント		パーセント		100 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年9月16日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市東山区今熊野北日吉町35番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人京都女子学園 理事長 芝原 玄記 電話075-531-7036

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台	台
		賃 借		台		台	台
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台	台
		賃 借		台		台	台
	合 計 台 数 ①			台		台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）			パーセント		パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台	台
		賃 借		台		台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台	台
		賃 借		台		台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台		台	台
		賃 借		台		台	台
	合 計 台 数 ②			台		台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）			パーセント		パーセント		パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）				台		台	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④				0 台		0 台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）				パーセント		パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 8月 24日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1-2	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 地方独立行政法人京都市立病院機構 理事長 黒田啓史 電話075-311-5311

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①／ ④)		0 パーセント			0 パーセント		0 パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	1	台	0	台	1	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		1	台	0	台	1	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②／④)		50 パーセント			100 パーセント		67 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			1	台	0	台	1	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			2	台	0	台	1	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ ／④)			50 パーセント			100 パーセント		67 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月28日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都信用金庫 理事長 榊田 隆之 電話 075-211-2111

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。												
				(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合 計		
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台		台		台		
		賃 借		台		台		台		台		
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台		台		
		賃 借		台		台		台		台		
	合 計 台 数 ①				台		台		台		台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)				パーセント		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台		台		
		賃 借		台		台		台		台		
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台		台		
		賃 借		台		台		台		台		
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台		台		台		台		
		賃 借	12	台	14	台	10	台	36	台		
	合 計 台 数 ②			12	台	14	台	10	台	36	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)			100	パーセント	100	パーセント	100	パーセント	100	パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)				12	台	14	台	10	台	36	台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④				12	台	14	台	10	台	36	台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)				100	パーセント	100	パーセント	100	パーセント	100	パーセント	

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020年 7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町902番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都ステーションセンター株式会社 代表取締役社長 押 川 正 大 電話 075-365 -7516

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）		台	台	台	台	台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 7月 31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院石原上川原町1-2	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都生活協同組合 専務理事 大島 芳和 電話 075 - 672 - 6304

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。						
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）					
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入				
		賃 借	129	83	13	225
	合 計 台 数 ②		129	83	13	225
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）		129 台	83 台	13 台	225 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		129 台	83 台	13 台	225 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）		100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 2 年 7 月 21 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区吉田本町	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 国立大学法人 京都大学 学長 山極 壽一 電話 075- 753-2363

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により 報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント		
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	1	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	2	台	1	台	1	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		2	台	1	台	2	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		100 パーセント	100 パーセント	67 パーセント	83 パーセント		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			2	台	1	台	2	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			2	台	1	台	3	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			100 パーセント	100 パーセント	67 パーセント	83 パーセント		

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	7/31/2020
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町9 1 番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都中央信用金庫 理事長 白波瀬 誠 電話 075 - 223 - 8230

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	合 計 台 数 ①		台	台	台	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	21 台	30 台	33 台	84 台	
		賃 借	台	台	台	台	
	合 計 台 数 ②		21 台	30 台	33 台	84 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		100パーセント	100パーセント	100パーセント	100パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）		21 台	30 台	33 台	84 台		
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		21 台	30 台	33 台	84 台		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）		100パーセント	100パーセント	100パーセント	100パーセント		

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が2,500kg以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020年 7月30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区猪熊通り五条下ル柿本町600番2	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社京都東急ホテル 代表取締役 小林 昭人 電話075-341-2411

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。				(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計							
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台		台						
		賃 借		台		台		台						
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台						
		賃 借		台		台		台						
	合 計 台 数 ①			台		台		台						
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）			パーセント		パーセント		パーセント						
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台						
		賃 借		台		台		台						
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台						
		賃 借		台		台		台						
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台		台		台						
		賃 借		台	1	台		1	台					
	合 計 台 数 ②			台	1	台		1	台					
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）			パーセント		100 パーセント		パーセント	100 パーセント						
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）				台		1	台		1	台				
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④				0	台		1	台		0	台		1	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）				パーセント			100 パーセント		パーセント			100 パーセント		

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都府知事 西脇 隆俊 電話075-414-4830

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。											
				(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合 計	
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台	
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台	
	合 計 台 数 ①				台		台		台		台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①／ ④)				パーセント		パーセント		パーセント		パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台	
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台	
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	4	台	1	台	0	台	5	台	
		賃 借		台		台		台		台	
	合 計 台 数 ②			4	台	1	台	0	台	5	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②／④)			67	パーセント	33	パーセント	0	パーセント	14	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)				4	台	1	台	0	台	5	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④				6	台	3	台	28	台	37	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ ／④)				67	パーセント	33	パーセント	0	パーセント	14	パーセント

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月31日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕 電話 075-212-5406

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(R1) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			パーセント		パーセント		パーセント	

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区太秦棚森町1 8 番 1 3 京医協ビル2階	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 公益社団法人京都保健会 理事長 吉中丈志 電話075-862-1155

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。							
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	0	0	0	
		賃 借	0	0	0	0	
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	0	0	0	
		賃 借	0	0	0	0	
	合 計 台 数 ①		0	0	0	0	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①／ ④)		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	0	0	0	
		賃 借	0	0	0	0	
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	0	0	0	
		賃 借	0	0	0	0	
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	0	0	0	
		賃 借	0	1	0	1	
	合 計 台 数 ②		0	1	0	1	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②／④)		0 パーセント	25 パーセント	0 パーセント	8 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)		0	1	0	1		
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		6	4	2	12		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ ／④)		0 パーセント	25 パーセント	0 パーセント	8 パーセント		

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 2 年 7 月 1 5 日
京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537-4	株式会社 京都ホテル 代表取締役社長 福 永 法 弘 電話075-211-5111

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①／ ④)		0 パーセント		0 パーセント		0 パーセント	0 パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②／④)		0 パーセント		0 パーセント		0 パーセント	0 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			2	台	1	台	2	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ ／④)			0 パーセント		0 パーセント		0 パーセント	0 パーセント

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 2年 7月 30日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒607-8414 京都市山科区御陵中内町5	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 京都薬科大学 理事長 土屋 勝 電話 075- 595- 4612

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①／ ④)		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②／④)		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ ／④)			パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 6月19日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区中堂寺南町1 3 4	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都リサーチパーク株式会社 代表取締役 小川 信也 電話 075-322 -7800

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。											
				(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計				
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台			
		賃 借	0	台	0	台	0	台			
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台			
		賃 借	0	台	0	台	0	台			
	合 計 台 数 ①			0	台	0	台	0	台		
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）			パーセント		パーセント		パーセント			
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台	
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台	
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台	
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台	
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台	
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台	
	合 計 台 数 ②			0	台	0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）				0		台	0		台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④				0		台	0		台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）				パーセント		パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月17日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市天王寺区上本町6-1-55	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社近鉄・都ホテルズ 代表取締役社長 西村 隆至 電話 06-6774-7665

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。										
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計				
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台		
		賃 借	0	台	0	台	0	台		
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台		
		賃 借	0	台	0	台	0	台		
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台		
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント				
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台		
		賃 借	5	台	1	台	1	台	7	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		5	台	1	台	1	台	7	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		26 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	33 パーセント				
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			5	台	1	台	1	台	7	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			19	台	1	台	1	台	21	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			26 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	33 パーセント				

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020年7月31日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区飯田橋3-10-10	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） KDDI株式会社 代表取締役社長 高橋 誠 電話 06 - 4977 - 6600

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月31日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町721-1	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京阪ホテルズ&リゾーツ株式会社 代表取締役社長 稲地 利彦 電話075-371-3067

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 2 年 7 月 3 1 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地の5	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 医療法人財団康生会 理事長 武田 隆司 電話 075 - 361 - 1351

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月22日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区岩倉大鷲町4 2 2 番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 公益財団法人 国立京都国際会館 理事長 明石 康 電話 075-705-1251

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。					(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計			
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台		台	台			
		賃 借		台		台		台	台			
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台	台			
		賃 借		台		台		台	台			
	合 計 台 数 ①			台		台		台	台			
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)			パーセント		パーセント		パーセント	パーセント			
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台	台			
		賃 借		台		台		台	台			
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台	台			
		賃 借		台		台		台	台			
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台		台		台	台			
		賃 借	1	台		台		台	1	台		
	合 計 台 数 ②		1	台		台		台	1	台		
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)		100	パーセント		パーセント		パーセント	100	パーセント			
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①＋②)			1	台		台		台	1	台		
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			1	台		0	台		0	台	1	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)			100	パーセント		パーセント		パーセント	100	パーセント		

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020/7/31
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都目黒区東が丘2丁目5番21号	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 独立行政法人国立病院機構 理事長 楠岡 英雄 電話 03-5712-5050

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。					(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計			
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台		台	台		
		賃 借		台		台		台	台		
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台	台		
		賃 借		台		台		台	台		
	合 計 台 数 ①			台		台		台	台		
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)			パーセント		パーセント		パーセント	パーセント		
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台	台		
		賃 借		台		台		台	台		
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台	台		
		賃 借		台		台		台	台		
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台		台		台	台		
		賃 借		台		台	2	台	2	台	
	合 計 台 数 ②			台		台	2	台	2	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)			パーセント		パーセント	100	パーセント	100	パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)				台		台	2	台	2	台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④				0	台		台	2	台	2	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)				パーセント		パーセント	100	パーセント	100	パーセント	

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 2年 7月 29日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 代表取締役社長 浅田 龍一 電話075-352-1111

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。							
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	合 計 台 数 ①		台	台	台	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	台	台	台	台	
		賃 借	台	台	台	台	
	合 計 台 数 ②		台	台	台	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)			台	台	台	台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台	0 台	0 台	0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間 (以下「賃借期間」といいます。) が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月31日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町901番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社ジェイアール西日本ホテル開発 代表取締役社長 湊 和則 電話 075 - 344 - 8888

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 7月 29日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通七条上る常葉町 真宗大谷派宗務所内	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人真宗大谷学園 理事長 但馬 弘 電話 075 - 371 - 5521

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			パーセント		パーセント		パーセント	

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020 年 7 月 31 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区日野西風呂町5番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 医療法人 新生十全会 理事長 赤木 博 電話 075 -572-0634

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。											
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計					
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台		台			
		賃 借		台		台		台			
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台			
		賃 借		台		台		台			
	合 計 台 数 ①			台		台		台			
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）			パーセント		パーセント		パーセント			
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台			
		賃 借		台		台		台			
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台			
		賃 借		台		台		台			
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	2	台		台	5	台	7	台	
		賃 借		台		台	1	台	1	台	
	合 計 台 数 ②			2	台		台	6	台	8	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）			100	パーセント		パーセント	100	パーセント	100	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）			2	台		台	6	台	8	台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			2	台		0	台	6	台	8	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）			100	パーセント		パーセント	100	パーセント	100	パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020年 7月 14日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都北区赤羽二丁目1番1号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者) 合同会社 西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・デスクリー TEL03-3598-7751

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。				(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台		台
		賃 借		台		台		台
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台
		賃 借		台		台		台
	合 計 台 数 ①			台		台		台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）			パーセント		パーセント		パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台
		賃 借		台		台		台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台
		賃 借		台		台		台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台		台		台
		賃 借		台		台		台
	合 計 台 数 ②			台		台		台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）			パーセント		パーセント		パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）				台		台		台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④				0 台		0 台		0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）				パーセント		パーセント		パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月27日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区二番町8番地8	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 永松 文彦 電話03-6238-3711

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。				(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計			
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台		
		賃 借	5	台	3	台	0	台	8	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		5	台	3	台	0	台	8	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		36	パーセント	33	パーセント	0	パーセント	32	パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	9	台	3	台	2	台	14	台
	合 計 台 数 ②		9	台	3	台	2	台	14	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		64	パーセント	33	パーセント	100	パーセント	56	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			14	台	6	台	2	台	22	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			14	台	9	台	2	台	25	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			100	パーセント	67	パーセント	100	パーセント	88	パーセント

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 7月 31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区東新橋1-9-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ソフトバンク株式会社 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。							
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）		0 台	0 台	0 台	0 台		
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		0 台	0 台	0 台	0 台		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 2年 8月 3日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都江東区東陽2丁目2番20号	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社ダイエー 代表取締役社長 近澤靖英 電話 03 - 6388 -7373

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。										
			(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）				パーセント		パーセント		パーセント		パーセント

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020年 7月 31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都江東区木場二丁目18番11号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 大丸松坂屋百貨店 代表取締役社長 澤田 太郎 電話 03-6895-0816

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。					(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台		台		台
		賃 借		台		台	6	台	6	台
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台		台
		賃 借		台		台		台		台
	合 計 台 数 ①			台		台	6	台	6	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）			パーセント		パーセント		100 パーセント		50 パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台		台
		賃 借		台		台		台		台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台		台
		賃 借		台		台		台		台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台		台		台		台
		賃 借	4	台	2	台		台	6	台
	合 計 台 数 ②		4	台	2	台		台	6	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		100 パーセント		100 パーセント		パーセント		50 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）			4	台	2	台	6	台	12	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			4	台	2	台	6	台	12	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）			100 パーセント		100 パーセント		100 パーセント		100 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 7月30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区難波5丁目1番5号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 高島屋 代表取締役 村田 善郎 電話 06-6631-1101

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。							
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①＋②)		0 台	0 台	0 台	0 台		
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		0 台	0 台	0 台	0 台		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第 2 号様式(第 8 条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長			令和 2 年 7 月 3 0 日			
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地			報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人同志社 理事長 八田 英二 電話 075-251-3006			

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。										
			(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①/④)		パーセント		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。) の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②/④)		パーセント		パーセント		パーセント		パーセント		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)			0	台	0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/④)			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント	

注 1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が 1 年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第 5 8 条第 1 項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第 7 5 条第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が 1 0 人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が 3. 5 トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第 2 条第 1 6 項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第 8 0 条第 1 号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 7月30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区馬場町3番15号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 小林 充佳 電話 06-4793-3000

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 7 月 3 0 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 日本生命保険相互会社 代表取締役社長 清水 博 電話 06-6209-4500

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。										
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計				
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台		
		賃 借	0	台	0	台	0	台		
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台		
		賃 借	0	台	0	台	0	台		
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台		
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		0 パーセント			0 パーセント		0 パーセント		
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台		
		賃 借	0	台	0	台	0	台		
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台		
		賃 借	0	台	0	台	0	台		
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台		
		賃 借	1	台	0	台	4	台	5	台
	合 計 台 数 ②		1	台	0	台	4	台	5	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		100 パーセント			100 パーセント		100 パーセント		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			1	台	0	台	4	台	5	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			1	台	0	台	4	台	5	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			100 パーセント			100 パーセント		100 パーセント		

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月29日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市東山区三十三間堂廻り町644	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 日本赤十字社京都府支部 支部長 山田 啓二 電話 075 - 541 - 9326

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		0 パーセント		0 パーセント		0 パーセント	0 パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気を 外部から充電する機能を 備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		0 パーセント		0 パーセント		0 パーセント	0 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			1	台	2	台	1	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			0 パーセント		0 パーセント		0 パーセント	0 パーセント

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 6月19日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区六本木6-11-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本中央競馬会 理事長 後藤 正幸 電話 03-3591-5251

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		1 台	2 台	0 台	3 台	3 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成32年 6月 8日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本マクドナルド株式会社 代表取締役社長兼CEO 日色 保 電話 03- 6911-6000

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。							
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）			0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 8月 20日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区大手町二丁目3番1号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本郵便株式会社 代表取締役社長 衣川 和秀 電話 03-3477-0222

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。										
			(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台		台		台
		賃 借		台		台		台		台
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台		台
		賃 借		台		台		台		台
	合 計 台 数 ①			台		台		台		台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台		台
		賃 借		台		台		台		台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台		台
		賃 借		台		台		台		台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	13	台	28	台	27	台	68	台
		賃 借		台		台		台		台
	合 計 台 数 ②		13	台	28	台	27	台	68	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)		93	パーセント	100	パーセント	75	パーセント	87	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)			13	台	28	台	27	台	68	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			14	台	28	台	36	台	78	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)			93	パーセント	100	パーセント	75	パーセント	87	パーセント

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 2年 9月 27日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区若宮通五条下ル昆沙門町3 3 番地 1	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 ハートフレンド 代表取締役 片岡孝一 電話075-468-9171

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①／ ④)		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②／④)		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ ／④)			パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 6月 4日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市東山区三十三間堂廻り644番地2	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 東山ホールディング 代表取締役 似内 隆晃 電話 075-541-1234

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①／ ④)		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②／④)		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ ／④)			パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間 (以下「賃借期間」といいます。) が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月14日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市伏見区横大路千両松町78番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 光アスコン株式会社 代表取締役 喜多川 光世 電話 075 - 601 - 2311

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。				(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計			
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台		台		
		賃 借		台		台		台		
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台		
		賃 借		台		台		台		
	合 計 台 数 ①			台		台		台		
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）			パーセント		パーセント		パーセント		
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台		
		賃 借	1	台		台		1 台		
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台		
		賃 借		台		台		台		
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台		台		台		
		賃 借		台		台	1 台	1 台		
	合 計 台 数 ②		1	台		台	1 台	2 台		
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		50	パーセント		パーセント	100	パーセント	67	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）			1	台		台	1 台		2 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			2	台		0 台		1 台		3 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）			50	パーセント		パーセント	100	パーセント	67	パーセント

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年10月9日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区芝浦三丁目1番21号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 澤田 貴司 電話 03-6436-7600(代)

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		0 パーセント	0 パーセント	パーセント	0 パーセント		
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	19	台	15	台	34	台
	合 計 台 数 ②		19	台	15	台	34	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			19	台	15	台	34	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			19	台	15	台	34	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			100 パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント		

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年10月5日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市東山区妙法院前側町445-3	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） ベルジャヤ京都ディベロップメント株式会社 代表取締役 吉川 美枝 電話 075-541-8288

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	0 パーセント	パーセント	0 パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	1 台	0 台	1 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	合 計 台 数 ②		0 台	1 台	0 台	1 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）		0 台	1 台	0 台	1 台		
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		0 台	1 台	0 台	1 台		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）		パーセント	100 パーセント	パーセント	100 パーセント		

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年 6月 30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区寺町通四条下ル貞安前之町605番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 藤井大丸 代表取締役社長 藤井健志 電話 075-221-8181

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。											
				(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計				
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台		台			
		賃 借		台		台		台			
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台			
		賃 借		台		台		台			
	合 計 台 数 ①				台		台		台		
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)				パーセント		パーセント		パーセント		
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台		台		台		台	
		賃 借		台		台		台		台	
	合 計 台 数 ②				台		台		台		台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)				パーセント		パーセント		パーセント		パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①＋②)					台		台		台		台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④					台		台		台		台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)					パーセント		パーセント		パーセント		パーセント

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020年 7月 27日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市北区紫野北花ノ坊町96	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 佛教教育学園 理事長 田中 典彦 電話 075-491-2141

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①／ ④)				0		0	
			パーセント	パーセント	パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	1	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	1	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②／④)				100		100	
			パーセント	パーセント	パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0	台	1	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	1	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ ／④)					100		100	
				パーセント	パーセント	パーセント		パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020/7/31
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 千葉県浦安市美浜1丁目9番1号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ブライトンコーポレーション 代表取締役 桑名 弘二 電話 075 - 414 - 9203

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。										
			(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		パーセント		パーセント		パーセント		パーセント		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台		台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020年 7月28 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都豊島区南池袋1丁目16番15号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社プリンスホテル 代表取締役社長 小山 正彦 電話 075-712-4192

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台		
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台		
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台		
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台		
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台		
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台		
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台		
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台		
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台		
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台		
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台		
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台		
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）		0 台	0 台	0 台	0 台			
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		0 台	0 台	0 台	0 台			
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント			

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020 年 7 月 31 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 滋賀県彦根市西今町1番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社平和堂 代表取締役社長執行役員 平松 正嗣 電話 0749 - 23 - 3150

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。											
				(H29) 年度		(H30) 年度		(H31) 年度		合 計	
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台		台	0	台	
		賃 借	0	台	0	台		台	0	台	
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台		台	0	台	
		賃 借	0	台	0	台		台	0	台	
	合 計 台 数 ①			0	台	0	台		台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台	
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台	
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台	
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台	
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台	0	台	
		賃 借	0	台	0	台	0	台	0	台	
	合 計 台 数 ②			0	台	0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）				0 台		0 台		0 台		0 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④				0 台		0 台		0 台		0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）				パーセント		パーセント		パーセント		パーセント	

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月3日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区中堂寺栗田町93番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) マルホ株式会社 京都R&Dセンター R&Dマネジメント部長 中橋 義弘 電話 075-325-3255

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）			0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区大手町一丁目5番5号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 みずほ銀行 取締役頭取 藤原 弘治 電話03-3214-1111

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。												
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計						
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台		台				
		賃 借		台		台		台				
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台				
		賃 借		台		台		台				
	合 計 台 数 ①			台		台		台				
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）			パーセント		パーセント		パーセント				
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台				
		賃 借		台		台		台				
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台				
		賃 借		台		台		台				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台		台		台				
		賃 借	7	台	7	台	4	台	18	台		
	合 計 台 数 ②			7	台	7	台	4	台	18	台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）			100		100		100		100		100
			パーセント		パーセント		パーセント		パーセント			
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）				7	台	7	台	4	台	18	台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④				7	台	7	台	4	台	18	台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）				100		100		100		100		100
				パーセント		パーセント		パーセント		パーセント		

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年10月8日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区堀川通二条下ル 土橋町10番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 裕進観光株式会社 代表取締役 中山 永次郎 電話 075-231-1155

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			パーセント		パーセント		パーセント	

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月30日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都新宿区新宿五丁目3番1号	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社ヨドバシカメラ 代表取締役 藤沢 和則 電話 03 - 5363 - 1010

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月29日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都台東区台東1-2-16	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役社長執行役員 岩崎 高治 電話 03-5807-5111

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			パーセント		パーセント		パーセント	

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和 2年 9月 2日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号 なんばスカイオ23階	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ラウンドワン 代表取締役 杉野公彦 電話 06-6647-6600

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。								
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計		
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ①		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合 (①／ ④)		パーセント		パーセント		パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電氣 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	台	0	台	0	台
		賃 借	0	台	0	台	0	台
	合 計 台 数 ②		0	台	0	台	0	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②／④)		パーセント		パーセント		パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0	台	0	台	0	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	台	0	台	0	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③ ／④)			パーセント		パーセント		パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間 (以下「賃借期間」といいます。) が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	令和2年7月31日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区西ノ京車坂町9番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）医療 法人社団洛和会 理事長 矢野 一郎 電話 075-581-1763

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。							
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを 排出しない自動 車	電気を動力源とする自動 車で、内燃機関を有しな いものの台数	購 入	0	0	0	0	
		賃 借	0	0	0	0	
	燃 料 電 池 自 動 車 の 台 数	購 入	0	0	0	0	
		賃 借	0	0	0	0	
	合 計 台 数 ①		0	0	0	0	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等を した新車の合計台数に対する割合（①／ ④）		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気を を外部から充電する機能を 備えているものの台数	購 入	0	0	0	0	
		賃 借	0	0	0	0	
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0	0	0	0	
		賃 借	0	0	0	0	
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車（燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。）の台数	購 入	0	0	0	0	
		賃 借	28	10	2	40	
	合 計 台 数 ②		28	10	2	40	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合（②／④）		100 パーセント	100 パーセント	50 パーセント	95 パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③（①＋②）			28	10	2	40	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			28	10	4	42	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動 車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③ ／④）			100 パーセント	100 パーセント	50 パーセント	95 パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020年 7月 26日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 愛知県名古屋市中区東桜2丁目18番31号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) リゾートトラスト 株式会社 代表取締役 伏見有貴 電話052-933-6000

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。							
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント		パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント		パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）			0 台	0 台	0 台	0 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台	0 台	0 台	0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）			0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント		パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	2020年 7月 31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 立命館 理事長 森島 朋三 電話 075-813-8168

京都市地球温暖化対策条例第 2 3 条第 2 項の規定により報告します。					(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合	計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入		台		台		台	台
		賃 借		台		台		台	台
	燃料電池自動車の台数	購 入		台		台		台	台
		賃 借		台		台		台	台
	合 計 台 数 ①			台		台		台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)			パーセント		パーセント		パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入		台		台		台	台
		賃 借		台		台		台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入		台		台		台	台
		賃 借		台		台		台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入		台		台		台	台
		賃 借		台		台		台	台
	合 計 台 数 ②			台		台		台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)			パーセント		パーセント		パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)				台		台		台	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④				台		台		台	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)				パーセント		パーセント		パーセント	パーセント

- 注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。
- 2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。
- 3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。
- 4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。
- (1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの
- 5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。
- 6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先)	京 都 市 長	令和 2 年 7 月 3 1 日
京都市伏見区深草塚本町 6 7		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 龍谷大学 専務理事 入澤 崇 電話 075-645-7877

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。							
			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計	
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①／④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台	
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台	
	合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台	
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②／④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①＋②)		0 台	0 台	0 台	0 台		
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		0 台	0 台	0 台	0 台		
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③／④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先)	京 都 市 長	令和2年7月24日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信 電話 03-5435-1350	

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。						
			(H29) 年度	(H30) 年度	(R1) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（①／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	合 計 台 数 ②		台	台	台	台
	購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（②／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③（①＋②）		0 台	0 台	0 台	0 台	
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④		0 台	0 台	台	0 台	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合（③／④）		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	

注1 「賃借」とは、賃借の期間（以下「賃借期間」といいます。）が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。